

意見書

平成 16 年 8 月 24 日

総務省総合通信基盤局

電波部電波政策課御中

105-8012

東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番 12 号

株式会社テレビ東京

代表取締役社長 菅谷 定彦

「電波有効利用政策研究会 電波利用料部会 最終報告書（案）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）」に対する意見

電波有効利用政策研究会 最終報告書（案）に示された考え方について、下記のとおり意見を申し述べます。

**新たな電波利用料制度のあり方**

- ① 周波数そのものを入札にかけるオークション制度の導入を回避し、現行の電波利用共益費の性格を維持する考え方に賛成します。
- ② 現行制度に加え、電波の使用料概念に基づく費用の徴収を検討する場合には、用途を電波の逼迫状況の解消に貢献する施策に限定するとともに、既存の無線局免許人に過度の追加負担が生じることのないよう十分な配慮を求めます。

**経済的価値を勘案した電波利用料の料額算定のあり方**

- ① 電波の経済的価値を勘案した料額算定にあたっては、算定方法が逼迫状況の解消や有効利用促進につながるかどうか、客観的かつ合理的な算定基準の設定が可能かどうかなど、さらに検討を重ねるべきであり、市場原理を機能させることのみを目的とした指標を一律に導入することには反対します。
- ② 料額算定の配慮事項として、防災無線と同様に放送の公共性を勘案することが適当とされている点について賛成します。

**電波利用社会発展のために戦略的に取り組むべき施策**

- 電波の有効利用技術の開発、デジタルディバイド解消に向けた取組みのために、電波利用料財源を活用し施策の充実・強化をはかっていくことについては、用途が無制限に拡大しないよう具体的内容を法律で規定すべきであると考えます。

以上